

第一体制

東播磨港

区分：「第一体制(津波警戒勧告)」

「津波注意報」発表時発出

各船舶は、津波情報を収集し、係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。さらに必要な場合は荷役を中止し、港外の安全な海域へ避難すること。

区分：「解除」

「津波注意報解除」発表時発出

入港又は港内を航行する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し安全に留意すること。

注：上記勧告解除後においても、港長は、状況に応じて「航行自粛勧告」、「航行制限」及び「航泊禁止」等の措置を講じることがあるので留意すること。